

保険課からのお知らせ

平成26年度・平成27年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました

平成26年2月14日（金）に開催された平成26年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、平成26年度及び平成27年度の後期高齢者医療保険料率及び賦課限度額が下記の表のとおり決定されました。

| 保 険 料 | 平成26・27年度 | | 平成24・25年度（参考） | |
|----------------|-----------|-------|---------------|-------|
| | 均等割額 | 所得割率 | | |
| 均等割額 | 39,500円 | 8.00% | 39,500円 | 8.00% |
| 保険料の賦課限度額（上限額） | 57万円 | | 55万円 | |

※平成26年度及び平成27年度の保険料率の全国平均は、均等割額が44,980円、所得割率が8.88%です。

後期高齢者医療保険料率の見直しについて

後期高齢者医療制度の保険料率は、各都道府県で2年に一度見直しされることとなっています。

また、後期高齢者医療制度では、公費が約5割、現役世代からの支援金が約4割、被保険者の後期高齢者医療保険料が約1割を負担することにより、被保険者が受ける医療に係る給付等を行っています。

被保険者一人当たりの医療給付費については、年々増加傾向にあり、今後も増加が見込まれるところですが、平成26・27年度の保険料率を決定するに当たっては、保険料調整基金を活用することにより、保険料率の上昇を抑制したため、平成24・25年度から据え置きとなりました。

個人ごとの保険料額の決めかた

| | | | | |
|-------------------------|---|-----------------|---|---------------------------------|
| 1年間の保険料額 (100円未満切捨て) | = | 均等割額 39,500円 | + | 所得割額 (賦課のもととなる金額) × 8.00% |
|-------------------------|---|-----------------|---|---------------------------------|

※賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除33万円

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

平成26年度及び平成27年度の保険料の軽減について

【均等割額の軽減】

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

| 世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合 | 均等割額の軽減割合 | 軽減後の均等割額 |
|---|-----------|----------|
| 33万円（基礎控除額）を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（※その他各種所得がない場合） | 9割 | 3,950円 |
| 33万円を超えない世帯 | 8.5割 | 5,925円 |
| 33万円 + 「24.5万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯 | 5割 | 19,750円 |
| 33万円 + 「45万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯 | 2割 | 31,600円 |

※収入が公的年金のみの方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円以下は120万円）を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。

【所得割額の軽減】

保険料の所得割額を負担している方で、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下（年金収入のみの方は、その額が153万円から211万円以下）の場合は、所得割額が5割軽減されます。

【その他の軽減】

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が9割軽減され、所得割額の負担はありません。（国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。）

平成26年度及び平成27年度の保険料の具体例

①単身世帯保険料早見表（概算）

単身世帯の本人の収入が、年金収入のみとした場合

| 年金収入 | 均等割額の軽減割合 | 所得割額の軽減の有無 | 平成26・27年度保険料額 | 平成24・25年度保険料額 |
|--------|-----------|------------|---------------|---------------|
| 80万円以下 | 9割 | — | 3,900円 | 3,900円 |
| 153万円 | 8.5割 | — | 5,900円 | 5,900円 |
| 192万円 | 5割 | 有 | 35,300円 | 47,200円 |
| 211万円 | 2割 | 有 | 54,800円 | 62,700円 |
| 300万円 | — | — | 157,100円 | 157,100円 |

※保険料額に100円未満の端数がある場合は切捨てます。
※保険料額は軽減後の金額です。

②2人世帯保険料早見表（概算）

夫婦2人世帯で、ともに後期高齢者医療保険制度の被保険者であり、世帯主である夫の収入が年金のみで、妻に収入がない場合

| 年金収入 | 均等割額の軽減割合 | 所得割額の軽減の有無 | 世帯主(夫) | | 世帯員(妻) | |
|--------|-----------|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | | | 平成26・27年度保険料額 | 平成24・25年度保険料額 | 平成26・27年度保険料額 | 平成24・25年度保険料額 |
| 80万円以下 | 9割 | — | 3,900円 | 3,900円 | 3,900円 | 3,900円 |
| 153万円 | 8.5割 | — | 5,900円 | 5,900円 | 5,900円 | 5,900円 |
| 211万円 | 5割 | 有 | 42,900円 | 54,800円 | 19,700円 | 31,600円 |
| 258万円 | 2割 | — | 115,600円 | 123,500円 | 31,600円 | 39,500円 |
| 300万円 | — | — | 157,100円 | 157,100円 | 39,500円 | 39,500円 |

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

一人あたりの医療給付費の伸び等により保険料負担の増加が見込まれる中、被保険者間の保険料負担の公平の確保及び中低所得者の負担軽減を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部が改正されました。これに伴って、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例についても、下記のとおり改正しました。

【保険料の賦課限度額の引上げ】

賦課限度額を55万円から57万円に引き上げました。

【保険料軽減対象の拡大】

被保険者均等割額を減額する基準のうち、5割を軽減する基準については24.5万円を乗ずる被保険者数に新たに世帯主を含めることとし、2割を減額する基準については被保険者数に乘ずる金額を35万円から45万円としました。

【問い合わせ先】

- 保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業管理課 ☎ 029-309-1213
- 保険料の納付について 茨城県後期高齢者医療広域連合 医療年金グループ ☎ 240-7113（直通）